

多賀町会計年度任用職員（学芸補佐員）募集要項

多賀町では、令和7年4月から勤務する会計年度任用職員（学芸補佐員）の募集を次のとおり行います。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用されます。また、多賀町の条例および規則等の規定が適用されます。

1. 募集および申込受付期間

令和7年（2025年）2月5日から令和7年（2025年）3月5日まで

※応募者が無い場合は延長する。

2. 募集職種

学芸補佐員（パートタイム）

3. 職務内容

多賀町立博物館所管の事務（書類作成や文書收受、財務会計処理、電話応対や受付、本庁等事務所間の文書配達業務）

学芸業務（展示物作成、解説、調査、資料・標本の整理、講座等の企画運営）

あけぼのパーク多賀の管理運営業務（施設の維持管理、貸館業務対応）。

その他、指示する業務。

4. 勤務場所

施設名：多賀町立博物館

住 所：滋賀県犬上郡多賀町四手976番地2 あけぼのパーク多賀内

5. 任用期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

※再度任用する場合もあります。

6. 募集人数

1人

7. 応募資格

- (1) 地質学あるいは生物学に関する専門知識を有し、博物館の活動（調査、資料・標本の収集管理、教育普及活動）に意欲を有する者
- (2) 次の欠格条項に該当しない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・多賀町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 普通自動車運転免許（A T限定可）を有する者
- ※日本国籍を有しない者については、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8. 勤務条件、給与等について

多賀町の規定に基づき別紙のとおりです。

9. 選考について

- (1) 選考方法 PC 実技試験および面接
- (2) 日 時 令和7年（2025年）3月10日（月）10時00分から開始します。
- (3) 場 所 あけぼのパーク多賀 大会議室（予定）
(犬上郡多賀町四手976番地2)
- (4) 選考結果 受験者に合否の結果を通知します。

10. 応募手続きについて

応募される方は、次のとおり採用選考申込書等を郵送または持参し、申込み手続きをしてください。

- (1) 提出書類
 - 採用選考申込書（別紙のとおり）
 - 履歴書（市販のもので、写真を添付してください）
 - 資格証・免許状などの写し（又は資格取得見込みであることを証明する書類）
- (2) 申込み先 多賀町立博物館
〒522-0314 滋賀県犬上郡多賀町四手 976 番地 2
電話 0749-48-2077（直通）

11. その他

申込書等に記載された個人情報については、採用に関する事務の目的で使用します。なお、提出された書類は返却しません。

12. お問い合わせ

多賀町立博物館 電話 0749-48-2077（直通）

勤務条件、給与等について

職 種	学芸補佐員（パートタイム）
勤務時間	８時３０分から１８時１５分まで（１日７時間以内の勤務） ① ８時３０分～１６時３０分 ② ９時３０分～１７時３０分 ③ １０時１５分～１８時１５分 ※うち１時間は休憩時間
週の勤務日数	原則として３日（１週２１時間の勤務で月１２日） ※勤務日数はシフト調整で変更可能な場合もあります。
週休日	月曜日、第３日曜日、ローテーション勤務による週休日
休 日	年末年始等、祝日（ただし日曜日と重なる場合は除く）
報 酬	時給 1,299 円 から 1,441 円 ※勤務経験年数等により報酬を決定します。 ※多賀町職員の給与改定に伴い支給額が増減する場合があります。
時間外勤務手当	原則として時間外勤務はありません。
通勤手当	通勤距離に応じて多賀町の規定に基づき支給します。 ※駐車場（無料）があるので、マイカー通勤が可能です。
期末・勤勉手当	勤務日数および週の勤務時間の要件を満たす場合、６月は 0.69 月分、１２月は給料月額 の 2.30 月分の期末手当を支給します（予定）。 ※なお、翌年度も任用が継続した場合、６月は給料月額 の 2.30 月分、１２月は給料月額 の 2.30 月分の期末手当の予定です。 ※多賀町職員の給与改定に伴い支給額が増減する場合があります。
退職手当	退職手当の支給はありません。
地域手当	令和 7 年度は 2% の地域手当を支給予定 ※報酬は地域手当を反映した額
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。 ※週の勤務時間により加入できない場合があります。
災害補償	公務中（通勤途中を含む）の負傷の場合、労働災害補償の対象となります。
賃金支払日	毎月 15 日（予定） 銀行等の口座振込
休 暇	多賀町の規定に基づく年次有給休暇制度があります。
条件付採用	1 ヶ月
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日 ※再度任用する場合があります。
服 務	地方公務員法の服務および懲戒に関する各規定等が適用されます。

多賀町会計年度任用職員（学芸補佐員） 採用選考申込書

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日生（満 歳）

応募職種 学芸補佐員（パートタイム）

添付書類 履歴書（写真付）

資格証、免許状の写し（又は資格取得見込みであることを証明する書類）

多賀町会計年度任用職員の採用選考に、上記のとおり関係書類を添えて申込みます。

なお、私は次に掲げる各号のいずれにも該当しません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・多賀町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日

住所

氏名 ⑩

（連絡先電話番号： ）

多賀町教育委員会教育長 山中健一 様

事務局処理欄	
受付日	
受付番号	